

平成23年3月16日

福島信用金庫

東北地方太平洋沖地震復興資金の創設について

福島信用金庫では、今般の東北地方太平洋沖地震による被災者に対する災害復興資金の取扱いを下記のとおり平成23年3月18日より取り扱い開始します。

<事業所向>

当金庫の会員もしくは会員の資格を有する法人および個人事業者で、「東北地方太平洋沖地震」の被災により営業活動に支障を来している事業者。

【運転資金】被災のため営業活動に支障がある場合

1. 金額：1,000万円以内
2. 金利：金庫所定の金利
3. 形式：証書貸付
4. 期間：5年以内（1年内据置可）
5. 担保：必要に応じて担保をいただく場合があります。
6. 連帯保証人：法人の場合は代表者、個人事業者は後継者もしくは法定相続人

【設備資金】被災による設備の買い替え及び設備の修理

1. 金額：2,000万円以内
2. 金利：金庫所定の金利
3. 形式：証書貸付
4. 期間：10年以内（2年内据置可）
5. 担保：必要に応じて担保をいただく場合があります。
6. 連帯保証人：法人の場合は代表者、個人事業者は後継者もしくは法定相続人

<個人向>

1. 商品名：「ふくしん災害復旧ローン」
2. 対象者：災害により被害を受けた個人
3. 資金用途：生活再建に係る資金
 - ① 住宅の補修・修繕費用
 - ② 自動車の修理・買い替え資金
 - ③ 家具・家電等の修理・買い替え資金
 - ④ 当金庫からの借入れしたしんきん保証基金個人ローンの借換資金
(①から③のいずれかと合わせた申込に限る。)
4. 金額：500万円以内
5. 期間：10年以内
6. 金利：年利率2.5%(変動金利、保証料は別途)
7. 保証会社：社団法人しんきん保証基金（保証料率 年0.50%）

本件に関するお問合せ＝TEL 523-3589 融資部 霜山・小手森まで＝